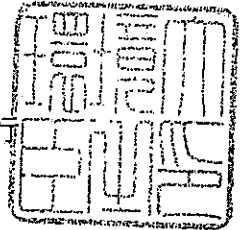


諮問第336号
自環総発第121019301号
平成24年10月19日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
長 浜 博 行



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）に基づく基準等の設定について（諮問）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第2条及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第43条の規定に基づき、設定が必要な基準等について、別紙に掲げる項目に係る貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

より一層の動物の愛護管理の推進等を図るため、平成24年9月5日に改正法が公布されたところである。当該改正法においては、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、特に犬猫等販売業者について、犬猫等健康安全計画の策定と遵守、幼齢の犬猫に係る販売等の制限が義務づけられた。また、多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加し、都道府県等が犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由を明記する等の規定が設けられた。

さらに、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）は、策定後おおむね5年目に見直すこととされており、当該改正の内容も踏まえた見直しが必要となっている。これらのことから、改正法の施行に必要な省令、基準、基本指針等の検討を総合的に行う必要がある。

このような状況を踏まえ、改正法に基づく適切な基準等の設定について、貴審議会の意見を求めるものである。

(別紙)

1. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「改正法」という。）第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
2. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
3. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、犬猫等安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るための適切な基準について
4. 改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
5. 改正法第24条の4において準用する改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
6. 改正法第25条第1項の規定に基づき環境省令で定める、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれていると認められる事態について
7. 改正法第25条第3項の規定に基づき環境省令で定める、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態について
8. 改正法第27条第1項第1号の規定に基づき環境省令で定める、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準について
9. 改正法第5条第1項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について

- 1 0 . 改正法第 7 条第 7 項の規定に基づき環境大臣が定める、展示動物の飼養及び保管に関する基準について
- 1 1 . 改正法第 7 条第 7 項及び第 41 条第 4 項の規定に基づき環境大臣が定める、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準について
- 1 2 . 改正法第 7 条第 7 項の規定に基づき環境大臣が定める、産業動物の飼養及び保管に関する基準について
- 1 3 . 改正法第 7 条第 7 項の規定に基づき環境大臣が定める、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準について
- 1 4 . 改正法第 35 条第 7 項の規定に基づき環境大臣が定める、都道府県等が犬又は猫を引き取る場合の措置に関し必要な事項について